２８医政号外
平成２８年４月１５日

一般社団法人　長崎県医師会長　　様

長崎県医師会
28.4.18
第519号
受付

長崎県医療政策課長
（公印省略）

熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う予防接種の取扱について

日頃より予防接種の推進につきましてはご理解、ご尽力いただき感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局健康課から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、病院につきましては、別途保健所より周知を依頼している旨申し添えます。

【担当】
〒850-8570　長崎市江戸町２番１３号
長崎県　医療政策課　感染症・がん対策班　桑原
ＴＥＬ　095-895-2466
ＦＡＸ　095-895-2573
メール　kuwahara99-4@pref nagasaki.lg jp

事　務　連　絡
平成２８年４月１５日

各都道府県衛生主管部局　御中

厚生労働省健康局健康課

熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う予防接種の取扱について

予防接種法に基づく定期の予防接種（以下「予防接種」という。）の対象者であって、標記震災のために居住地である市町村（以下「居住地」という。）において予防接種を受けることが困難な者（以下「被災者」という。）が、居住地以外の市町村において予防接種を希望する場合には、その旨の申し出を受けた市町村（以下「希望地」という。）の長による予防接種の実施について特段のご配慮をいただきますようお願いします。なお、実施に当たっては下記に留意いただきますよう、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

１．居住地以外の市町村において予防接種を実施する場合には、一般に予防接種実施依頼書の発行が行われているが、居住地の長にあっては、標記震災のため、予防接種実施依頼書の発行事務が極めて困難であると考えられることから、予防接種実施依頼書がない場合においても、希望地の長は被災者からの申し出をもって居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、予防接種を実施して差し支えない。

２．当該予防接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状況を十分に把握した上で接種が行われるよう特に留意願いたい。

以上